

福山市駅家西小学校生徒指導規程

福山市立駅家西小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活

第1条 駅家西小学校児童としての自覚を持ち、充実した学校生活を送るため、次に定める校則を守る。

- (1) 登校（8：20まで）・下校の時間を厳守する。登校後は、許可なく校外に出ない。
- (2) 遅刻・欠席の場合は保護者が必ず学校に連絡する。早退の時は保護者のお迎えによる下校とする。
- (3) 決められた通学路で登下校する。
- (4) 服装は駅家西小学校の規定服を原則着用する。
- (5) 所持品には必ず名前を明記する。
- (6) 不必要なお金は持ってこない。
- (7) 児童間での金銭の貸し借りは禁止する。
- (8) 不要物（ゲーム機、マンガ、菓子、音楽機器等）は学校に持ってこない。
- (9) 携帯電話・スマートフォンは原則持ち込み禁止する。特別な事情がある場合は、保護者が学校に届け出る。許可になった場合、個人で管理し、紛失等のトラブルは学校は責任を負わない。

第3章 校外生活

第1条 地域、社会の一員として、他に迷惑をかけることなく、駅家西小学校児童としての自覚をもち行動する。

- (1) 映画館・ゲーム場・ゲームコーナーの出入り・カラオケ・ボーリング・飲食店（マンガ喫茶、ネットカフェ等も含む）等は保護者同伴で利用する。
- (2) 自転車に乗る場合は、ヘルメットを着用するなど、交通規則及びマナーを遵守する。

第4章 問題行動への特別な指導

第1条 次のような問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、保護者と連携のもと、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 薬物乱用
- ⑥ 交通違反（無免許運転，自転車の二人乗り等）
- ⑦ その他法令・法規に違反する場合

(2) 本校規則に違反する場合

- ① 登校後の無断外出・無断早退
- ② 家出及び深夜徘徊
- ③ 教師の指導に従わないなど指導無視及び暴言
- ④ その他，学校が教育上指導を必要と認めた行為

第2条 特別な指導とは反省指導であり次の通りとする。

(1) 説諭

(2) 学校指導（個別指導，奉仕活動等）